

はじめに

冷戦の終結（1989年）、世界貿易機関（WTO）の設立（1995年）、中国のWTO加盟（2001年）等を通じて、世界経済はグローバリゼーションへと大きく舵を切った。北東アジアと東南アジアを含む東アジア地域も、1990年代以降、国際的生産ネットワークを積極的に展開し、世界に類を見ない高度経済成長と貧困撲滅を実現した。日本経済および日本企業はこの Factory Asia を国際競争力の源とし、また日本政府は東アジア地域の事業環境整備のためにさまざまな経済外交を展開してきた。Factory Asia が成立するための必要条件となったのが、東アジアにおいて長く続いた平和、そして WTO によって裏書きされ、地域主義によって強化された貿易・投資の自由化とルールに基づく国際通商秩序であった。

その国際通商秩序が大きく揺らいでいる。背景には、国際分業の深化に伴う先進国から新興国・途上国への技術移転の加速、新興国のキャッチアップ、先進国の地位の相対的な低下がある。特に中国の急速な台頭に伴うパワーバランスの変化を受け、2017年にそれまでの国際合意の見直しを唱え誕生したトランプ政権は、環太平洋パートナーシップ（TPP）からの脱退、北米自由貿易協定（NAFTA）の見直し、通商法 301 条に基づく制裁関税と米中通商摩擦の激化、WTO 上級委員会の委員改選阻止など、矢継ぎ早にこれまでの規範（norm）を大きく変更する政策を打ち出し、国際通商秩序が大きな危機に直面する引き金となった。さらに2019年12月から始まった新型コロナ危機は、サプライチェーンの寸断等を通じて、グローバリゼーションのリスクを国際社会に認識させた。そして、2022年2月に勃発したロシアによるウクライナ侵攻は、国際社会における「地殻変動」を決定づけ、冷戦終結以降約30年間続いたグローバリゼーションの一つの区切りを感じさせる。日本でも、国際経済におけるリスクを意識した経済安全保障の重要性への認識が高まり、2022年2月、経済安全保障推進法案が閣議決定され、5月に成立した。

しかし、この問題を政治と地政学の論理にすべて委ねるべきものとするのは早計である。政治レベルの対立は深まっているが、かつての東西冷戦のような完全な経済の分断が起きているわけではなく、米中間も含め、国際的な経済の相互依存関係は存在している。東アジアの国際的生産ネットワークは新型コロナ危機からも大方の予想に反して迅速に回復し、リモートワークによる特需も享受して力強く活動を続けている。データ・ガバナンスの強化が指摘される一方で、デジタル技術の拡散は新興国・途上国を含め急速に進行しており、グローバル化を体現している。いわゆるデカップリングの動きは今後も強まっていくであろうし、また安全保障上の懸念事項も範囲を広げていくであろうが、国境を越えた企業の経済活動は持続し、拡大していくであろう。日本としては、エコノミック・ステートクラフトを使う場面も出てくる一方で、国際ルールの論理を有効に用いていくべき機会も増えてくるだろう。そうしたなか、国際通商政策の立場から問題点を抽出し、自由経済と経済安全保障のバランスをとり、ルールに基づく国際通商秩序を維持、発展させていくことが、今ほど求められている時はない。そのためには、通商交渉経験のある実務家、国際法学者、国際経済学者、国際政治学者など多方面からの知的サポートを得ながら、国際通商秩序を多面的にとらえ、日本にとって進むべき道を詳細に検討していく必要がある。

本書は、上記のような問題意識の下に、2020年から2022年にかけて政策研究大学院大学政策研究院にて開催された「国際秩序の変革期における通商政策研究会」での発表や議論等をベースに取り纏めたものであり、より広範な政策論議の端緒となることを意図するものである。このような政策研究活動に対する政策研究院の渡辺修院長、白石隆先生をはじめとする、政策研究大学院大学の関係者の方々の理解に厚くお礼申し上げたい。

本書は、地殻変動に直面した国際通商秩序について、パワーバランスの急速な変化と国際通商秩序、国際通商ルールの役割、サプライチェーンのあり方、中国と国際通商秩序との関係、経済安全保障との接点、メガFTAの今後等、それぞれのテーマに関する気鋭の専門家による書下ろしの最新の論考を網羅しており、国際通商、国際経済をめぐる現状に関心がある実務家、研究者、学生の方々等の参考になるものと確信している。

最後に、本書の刊行を快諾し、編集の労をとっていただいた勁草書房の宮本
詳三氏に、執筆者一同心からお礼を申し上げたい。

2022年4月

編著者

目 次

はじめに

序 章 国際通商政策の行方 3

木村福成

1. はじめに 3
2. ルールに基づく国際通商秩序の危機 3
3. 国際分業と国際通商政策 7
4. 問題の所在 10
5. おわりに 12

第 1 章 中国の台頭と米国主導の国際通商秩序 15

西脇 修

1. はじめに 15
2. 米国に急速に迫る中国 15
3. 国際通商秩序と国際関係論 18
 - 3.1 リアリズムおよびリベラリズムからみた国際通商秩序 18
 - 3.2 パワー分布の急速な変化と国際レジーム 20
 - 3.3 3つの視点 21
4. 中国の急速な台頭後の国際通商交渉にみる秩序の変化 22
 - 4.1 WTO ドーハ・ラウンドへの対応 22
 - 4.2 WTO での3つのプルリ交渉 24
 - 4.3 TPP 29
5. WTO の制度にみる秩序の変化 32
 - 5.1 市場経済国問題 32
 - 5.2 WTO 上級委員会問題 37

5.3	WTO 改革	40	
6.	新たな国際通商合意形成にみる秩序の変化	40	
6.1	米中二国間交渉	40	
6.2	WTO 電子商取引交渉	44	
7.	おわりに	47	
7.1	レジーム機能のリバランス論	47	
7.2	国際関係理論との関係	47	
7.3	政策的インプリケーション	49	
第2章 日米欧三極貿易大臣会合, G20 日本と WTO 改革			55
			西脇 修
1.	はじめに	55	
2.	日米欧三極貿易大臣会合	55	
2.1	経緯	55	
2.2	議論の中身	57	
2.3	日米欧三極貿易大臣会合の意義	65	
3.	WTO 改革の動き	67	
3.1	WTO 閣僚会議をめぐる変遷	67	
3.2	WTO 改革の始まり	71	
3.3	各国の動き	73	
3.4	2019年 G20 日本	78	
3.5	WTO 改革の意義	83	
4.	おわりに	86	
第3章 WTO 上級委員会問題の本質			
——多国間通商システムにおける「法の支配」存立の条件とは——			89
			宮岡邦生
1.	はじめに	89	
2.	米国による上級委批判と各国の反応	90	
3.	WTO/GATT DS 小史：DSはいかに「司法化」してきたか	94	

- 3.1 GATT の発足と DS の起源 94
- 3.2 GATT 初期の DS (1948～1950 年代) 96
- 3.3 GATT 中期の DS : 1960 年代の政治状況と DS の停滞 99
- 3.4 GATT 後期の DS : 制度の再活性化と司法化の進展 100
- 3.5 WTO 設立による「法の支配」の完成 102
- 3.6 小括 : WTO/GATT DS の発展史から得られる歴史的教訓 105
- 4. WTO DS はなぜつまづいたのか : 米国の不満の核心 106
 - 4.1 貿易救済分野を中心とする上級委の実体判断に対する米国の不満 107
 - 4.2 ルール交渉の停滞に対するフラストレーション 110
 - 4.3 トランプ政権以降の対中強硬政策と WTO 体制における「法の支配」との衝突 113
- 5. おわりに 116

第 4 章 米中経済の分断とグローバル・サプライチェーンの再編 121

戸堂康之

- 1. はじめに 121
- 2. グローバル・サプライチェーンに関わる政策とその帰結 121
 - 2.1 米国による中国経済分断政策 121
 - 2.2 米中経済分断の実態 124
 - 2.3 日本の動向 128
- 3. サプライチェーンの構造はどのように経済に影響を及ぼすか 129
 - 3.1 経済発展への影響 129
 - 3.2 経済の強靱性への影響 131
 - 3.3 新型コロナウイルスに関連した研究 133
- 4. 成長促進的で強靱なサプライチェーンに向けて 134
 - 4.1 サプライチェーンの地域的分散化 134
 - 4.2 研究開発における国際連携 138
 - 4.3 どのような政策がより有効か 140
- 5. おわりに 142

第5章 中国の「異質な」経済体制と通商ルール

——実効性のある規律づけはできるのか——

147

渡邊真理子

1. はじめに 147
2. 中国と WTO 体制 148
 - 2.1 中国の WTO 加盟 148
 - 2.2 グローバル・バリューチェーンの形成と米国の不満 149
 - 2.3 WTO ルール上、中国は何を問題にされているのか 151
3. 中国の体制と通商ルール：制度とデータからの検証 153
 - 3.1 中国の「特異な体制」 153
 - 3.2 競争歪曲的な支援と規制の規律づけ 161
4. 事例：国有企業規律づけ 164
 - 4.1 なぜ通商ルールの世界で国有企業の規律づけが必要なのか 164
 - 4.2 どのような規律づけがありうるのか 165
 - 4.3 経済学的アプローチの可能性 171
5. おわりに 173

第6章 CPTPP の貿易政策上の意義

177

宇山智哉

1. はじめに 177
2. TPP の位置付け 177
3. CPTPP の成り立ち 179
4. CPTPP の内容 181
 - 4.1 CPTPP と TPP の関係 181
 - 4.2 包括的な協定 181
 - 4.3 物品市場アクセス 182
 - 4.4 原産地規則 182
 - 4.5 投資・サービス・人の移動 184
 - 4.6 新たなルールの導入等 185

- 5. CPTPP の意義 1：貿易自由化の推進 185
- 6. CPTPP の意義 2：新たなルールづくり——電子商取引 187
- 7. CPTPP の意義 3：コロナ禍における国際貿易 192
- 8. CPTPP の将来 194
 - 8.1 未締結国の国内手続促進 194
 - 8.2 新規加入（手続きとベンチマーク） 194
 - 8.3 新規加入（英国のケース） 197
 - 8.4 CPTPP と開発 200
- 9. おわりに：今後の CPTPP の課題 203

第 7 章 RCEP の意義と役割

207

木村福成

- 1. はじめに 207
- 2. 経緯と経済的背景 208
- 3. RCEP の評価：3つの尺度 215
- 4. 自由化 217
 - 4.1 関税撤廃 217
 - 4.2 原産地規則と貿易円滑化 218
 - 4.3 サービスと投資 219
- 5. 国際ルール作り 220
- 6. 政策リスクの軽減 222
- 7. 経済効果推計 224
- 8. おわりに 226

第 8 章 ウィズ／アフター・コロナ危機下の通商政策

229

松本 泉

- 1. はじめに 229
- 2. コロナ危機を受けた通商政策の変遷 230
 - 2.1 初期段階（2020 年 1 月—同年夏頃） 230
 - 2.2 中期段階①（2020 年夏頃—2021 年秋頃） 232

2.3	中期段階②（2021年11月—）	235
3.	コロナ危機の通商政策への影響	237
3.1	コロナ危機によって新たに出現／基調が変化した事象	237
3.2	コロナ危機以前から継続する事象	240
3.3	小括	244
4.	通商政策と経済安全保障	244
4.1	はじめに	244
4.2	米国における経済安全保障関連の動き	245
4.3	各国におけるサプライチェーン見直しの動き	248
4.4	日本の現状	250
5.	おわりに	252
	索引	261

序章 国際通商政策の行方

木村 福成

1. はじめに

今、世界の国際通商秩序が大きく揺らいでいる。この問題の根底にあるものを探り、解決に向けてどのような試みがなされているのか、また将来を見据えてわれわれはどうすべきなのかについて、国際通商政策の視点から論じるのが本書の目的である。まずこの序章では、ルールに基づく国際通商秩序の危機がどのような経緯で訪れているのか、それは国際分業とりわけ東アジアで展開されている Factory Asia にどのような衝撃を与えうるのか、それらを踏まえ本書の各章ではどのような問題が議論されるのかをまとめておく。

2. ルールに基づく国際通商秩序の危機

第2次世界大戦の苦い経験を踏まえ、世界各国は関税と貿易に関する一般協定 (GATT)・世界貿易機関 (WTO) を中核とする「ルールに基づく国際通商秩序」を確立すべく、営々と努力を続けてきた。特に1995年のWTO設立によって多角主義 (マルチ) の国際ルールの骨格が明確化され、先進国のみならず多くの発展途上国の参加を得たことは、1つの重要な中間到達点となった。しかし、その後も実体経済のグローバリゼーションは急速に進み、より高いレベルの自由化と国内政策にも大きく踏み込んだ国際ルール作りが要請されるようになってきた。WTOではルール作りを進めようとする先進国と恣意的政策の余地を多く残そうとする発展途上大国との間の考え方の違いが次第に先鋭化

第 1 章 中国の台頭と米国主導の国際通商秩序

西脇 修

1. はじめに

本章では、WTO 加盟（2001 年）以降の中国の急速な経済成長と台頭により、WTO をはじめとする米国主導の国際通商秩序に何が起きているのかについて、米国と中国が直接、間接に関わった通商交渉等を分析することで明らかにし、そのうえで、従来の国際関係理論との関係や、政策的インプリケーションについて述べてい¹⁾。

2. 米国に急速に迫る中国

世界経済においては、2000 年代以降、中国の WTO 加盟（2001 年）を 1 つの契機に、グローバル・バリューチェーン（GVC）の構築が進展し、それに伴い、先進国から新興国・途上国への技術移転が加速化した²⁾。貿易投資の自由化、輸送技術や情報通信技術の発達等により、国際生産分業が深化し、その結果、途上国は生産分業を通じて先進技術の学習機会を増やし、その経済成長が加速した（猪俣 2019, 31-32 頁）。GVC には途上国経済の国際化・高度化の

1) 本章の内容の執筆にあたっては、多くの方々、とりわけ、慶應義塾大学経済学部の木村福成教授、政策研究大学院大学の飯尾潤教授、高木佑輔准教授、青山学院大学国際政治経済学部の古城佳子教授に助言や示唆を頂いた。この場を借りて改めて厚くお礼申し上げます。他方で、文責はすべて筆者個人のものであり、また、筆者が所属する組織としての見解を示すものではない。

2) この点については、猪俣哲史『グローバル・バリュー・チェーン 新・南北問題へのまなざし』日本経済新聞出版社、2019 年が詳しく分析している。

第2章 日米欧三極貿易大臣会合, G20 日本と WTO 改革

西脇 修

1. はじめに

本章では、米国で2017年1月にトランプ政権が誕生し、米中通商対立が先鋭化していくなか、2017年末に日本が提案し、始まった日米欧三極貿易大臣会合と、2019年に日本が議長国を務めたG20において、パワー分布の急速な変化に対応した、新たなルール形成やWTO改革等の議論に日本が果たした役割について論じたい¹⁾。日本がいかに国際通商秩序形成に影響を与えられるかの1つの例であると考えからである。

2. 日米欧三極貿易大臣会合

2.1 経緯

2017年1月に、米国ではドナルド・トランプ大統領が、第45代大統領として就任し、就任直後から、TPPからの離脱、NAFTAの再交渉等、新たな通商政策を矢継ぎ早に打ち出していった。特に2017年4月には、通商法232条に基づく、鉄鋼製品に関する、制裁関税を視野に入れた調査を対世界で開始し、また2017年8月には、通商法301条に基づく同様の調査を対中国で開始した。このように通商分野において、国際的な緊張が高まるなか、2017年12月、ブエノスアイレスで開催された第11回WTO閣僚会議の際に、日本の呼びかけ

1) 本章における見解は、筆者個人のものであり、筆者が所属する組織の見解を示すものではない。

第3章 WTO 上級委員会問題の本質*

——多国間通商システムにおける「法の支配」存立の条件とは——

宮岡 邦生

1. はじめに

2019年12月以来、世界貿易機関（WTO）の上級委員会（以下、本章において「上級委」という）が機能停止に陥っている。

上級委は、WTOに置かれた国家間紛争解決（dispute settlement. 以下本章において「DS」という）制度の第二審にあたる機関であり、国際通商法のいわば「最高裁」にあたる。その上級委が機能停止に陥った原因は、かねてから上級委のプラクティスに不満を持っていた米国が、2017年夏頃¹⁾以降、同委員会で「裁判官」役を務める上級委員の選任人事（WTO全加盟国のコンセンサスで行われる）をブロックし、任期満了等に伴って退任した委員の補充ができなくなったためだ。米国による選任ボイコットの結果、定員7名の上級委員ポストは次第に空席が増え、2019年12月11日以降は残りわずか1名の体制となり、個別事件の審理に必要な定足数3名を割り込んだ。これにより、上級委は審理

* 本章は、宮岡（2020）をベースとしつつ、WTO紛争解決制度の発展史の追記をはじめ、大幅な加筆修正を行ったものである。

1) 米国による上級委員の選任ボイコットが始まった経緯はやや複雑であり、開始の正確な時期については諸説がありうる。米国は、2017年7月20日のDSB会合では、当時まだ任期が満了していなかったファン・デン・ボッシュ上級委員の後任人事の開始には同意できないものの、すでに任期が満了していたラミレス・ヘルナンデス上級委員の後任人事の開始には同意する用意がある旨の発言をしており（Minutes of the DSB meeting of 20 July 2017, WT/DSB/M/399, para. 4.3）、上級委員の包括的な選任ボイコットに発展したのは同年8月31日のDSB会合が最初と考えられる（See Minutes of the DSB meeting of 31 August 2017, WT/DSB/M/400, para. 7.3）。

を行うことができなくなったのである。

WTO DS は、後記 3.5 項で詳述するように、加盟国間の紛争について事実上の強制管轄権が与えられていることなどから、非常に強力な準司法的手続となっており、これまで、WTO ルールをエンフォースするためのツールとして、多くの加盟国により日常的に活用されてきた。1995 年の WTO 設立以降、本章執筆時点に至るまでに DS に付託された紛争の総数は 600 を超え²⁾、DS は、多国籍通商システムにおける「法の支配」を支える屋台骨として、WTO 体制さらには国際法システム全体の「王冠の宝石」と称えられることもあった³⁾。

ところが、上級委が機能不全に陥ったことにより、その「法の支配」が危機に瀕している。これは、一審にあたるパネルの判断について敗訴当事者が「真空」となった上級委への上訴を行うことにより、終局判断の確定を一方的に阻止できるためだ。実際、上級委が機能停止に陥った直後の 2019 年 12 月 18 日、米国は、自国が一部敗訴した対インド紛争のパネル報告書について初の「真空への上訴」を行い、DS を通じた「法の支配」がもはや機能しないことを実証してみせた⁴⁾。かつて「王冠の宝石」とまで呼ばれた DS は、その役割を果たせない状態になっているのである。

2. 米国による上級委批判と各国の反応

米国はなぜ、上級委員の選任ボイコットという強硬手段に打って出たのだろうか。この点について、米国が、WTO 紛争解決機関 (DSB) の会合 (全加盟国によって構成される、DS 関連の議題について話し合う会合) 等で繰り返し説明してきた「公式見解」は、上級委が紛争解決のルールを定めた WTO 紛争解決了解 (DSU) を恣意的に解釈し、自らの権限を不当に拡大してきたというものである。

2) 過去の紛争一覧については、WTO ウェブサイト (https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dispu_status_e.htm) 参照。

3) たとえばラミー元 WTO 事務局長のスピーチ (2013 年 3 月) (https://www.wto.org/english/news_e/sppl_e/sppl272_e.htm) 参照。

4) Reuters, “U.S. files appeal into WTO system it has broken” (December 19, 2019) (<https://www.reuters.com/article/us-usa-trade-wto-idUSKBNIYM1XB>).

第4章 米中経済の分断とグローバル・サプライチェーンの再編

戸堂 康之

1. はじめに

中国が経済的・軍事的に台頭し、それを安全保障上の脅威と感じる米国が自国のハイテク産業を中国から分離するような政策を実施している。それに対して、中国は反発し、日本、欧州諸国、オーストラリア、インドなどは同調することで、グローバル・サプライチェーンをはじめとする国際的な企業ネットワークが再編されようとしている。本章は、その政策的な流れとその帰結をたどりつつ（第2節）、企業ネットワークが経済の発展や強靱性に及ぼす効果に関する学術研究の知見を紹介し（第3節）、これらをもとにして今後のあるべき姿を議論する（第4節）。

2. グローバル・サプライチェーンに関わる政策とその帰結

2.1 米国による中国経済分断政策

米中経済の分断は2018年に端を発する。対中貿易赤字の増加を懸念した米国のトランプ政権（当時）が、中国からの輸入品を念頭に、鉄鋼やアルミニウムの輸入に対して追加関税をかけたのだ。これは、通商拡大法232条に基づく措置で、鉄鋼やアルミの輸入が米国の国家安全保障を脅かすというのがその理由だった。

2019年には、米国は中国からの輸入の多くの品目に対して25%の高関税をかけるようになった。中国もそれに対して報復関税で対抗したことで、両国の

第5章 中国の「異質な」経済体制と通商ルール ——実効性のある規律づけはできるのか——

渡邊真理子

1. はじめに

社会主義市場経済体制と呼ばれる独特の経済体制をとる中国を、WTO体制の中で規律づけることができるのか。米中の中の間通商摩擦およびWTO体制をめぐる対立の根幹には、この問題が存在している。本章では、独特の体制をもつ中国の規律づけが可能なのか、どのような措置がありうるのかを検討する。

現在の通商の世界での「中国問題」は、「規制と公的支援の競争歪曲性」という政府の行為が問題の根源に存在していると筆者は考える。現在は、国有企業の行為の規律づけに関心が集まっているが、これだけでは問題に対応できないであろう。中国の経済体制は、他に類のない特異なものであることは間違いがなく、この体制の癖として、強すぎる政府の行為が、自国と他国の間の競争の中立性を担保できなくなることがある。このため、中国と世界を結びつける通商ルールが実効的なものになるためには、全体として、政府による規制と公的支援が生みだす競争歪曲行為を規律づけるという視野が必要である。

本章では、そうした視点から既存のWTOのルールで対応可能な点、あらたな規律づけが必要と考えられる点について、整理することを試みる。

本章の構成は、以下のとおりである。まず第2節で、中国とWTO体制のかかわりを概観する。そのうえで、第3節で、中国の経済体制の特徴を概観し、現在のWTOルールでの規律づけがどこまでできているのかを整理する。第4節では、現状のWTO体制ルールと中国の体制の間で問題として注目されて

いる国有企業の規律づけの可能性について考察する。

2. 中国と WTO 体制

2.1 中国の WTO 加盟

2001年12月11日、中国はWTOへの加盟を果たした。中国は、このとき、WTOルールの遵守に加え、対中国に追加的な条項を盛り込んだ加盟議定書にサインした。この議定書には、国有企業、知的財産権、技術移転に関する追加的な条項が盛り込まれていた (Mavroidis and Sapir 2021, Chapter 2, Zhou, Gao, and Xue, 2019)。また、他の旧ソ連移行経済国と同様に、相殺関税やアンチダンピングの運用に関して「非市場経済国待遇」を受け、最恵国待遇を享受するために毎年レビューを受けることになった。この措置は加盟後15年間に2016年12月11日にこの条項を見直すことが米中の二国間合意で定められた。

この結果、中国は、自国のWTOルール履行に関して、他の加盟国と同様のWTOの貿易政策レビュー (Trade Policy Review) に加え、米国通商代表部のモニタリングを受ける体制が続いている。米国通商代表部は毎年議会に対して、中国のWTOルール履行状況をモニタリングし、報告書を提出している (Report to Congress On China's WTO Compliance by USTR)¹⁾。米国は、このほかに、スペシャル301条違反の調査を独自に行い、中国に対するモニタリングを続けてきている。

一方の中国は、基本的には、加盟議定書の約束の履行に努めた。まず、行政の統一および地方政府の措置を含めたWTO義務の遵守を約束した。これを実施するために、加盟に先立つ2000年に立法法を制定・試行し、法令の優劣関係を規定し、下位法令が上位法令に違反する場合に改正または撤廃する権限を持つ機関を定め、実施した。そして、WTOに提出した関税譲許表のスケジュールに従い、輸入関税率を引き下げ、輸入数量制限、輸入許可などの非関税障壁を2005年1月までに撤廃している。サービス貿易の開放もかなり進めら

1) 2016年12月11日に、中国のWTO加盟15周年を迎えた。しかし、米国は中国は依然として非市場経済国であると主張し、EUおよび日本もその主張を支持した結果、中国の待遇に変化はない。また、USTRは引き続き、中国のWTOルール履行に関するレポートを提出し続けている。

第6章 CPTPPの貿易政策上の意義*

宇山 智哉

1. はじめに

最近改めてCPTPP¹⁾が話題になっている。近隣国・地域の加入申請やそれに対する米国の動きなどの外交的な側面が関心を集めている。もちろん、そうした外交的、あるいは地政学的な側面が極めて重要であることは論を俟たないが、本章ではあえて焦点を貿易政策上の側面に当てて、CPTPPが持つ意義を洗い出したい。とりわけ、CPTPPの合意がグローバルな視点からどのような意義があるか、さらには、今後、どのような課題があるか、について考えてみたい。

なお、詳しくは後述するが、ここでいうCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）とは、当初米国も含めた12か国が署名したTPPの一部を凍結・修正して、米国を除く11か国が署名したものである。CPTPPは諸般の手続きを経て2018年12月30日に発効し、日本を含めた8か国が国内手続きを終え、締約国として参加している。

2. TPPの位置付け

ブロック経済が第2次世界大戦を招く一因となった反省から、戦後の国際貿

* 本章は筆者個人の見解を自らの責任でまとめたものであり、筆者が現在所属する組織や、これまで所属したことのある組織の見解をいかなる意味でも反映するものではない。

1) CPTPPは日本国内では特に「TPP11」と呼ばれることも多いが、ここでは、国際的に使われているCPTPPという表現で統一した。

第7章 RCEPの意義と役割

木村 福成

1. はじめに

地域的な包括的経済連携協定（以下 RCEP と略称）は、2012 年 11 月の交渉立ち上げ宣言、2013 年 5 月の交渉開始から長い年月をかけて交渉されてきたが、2020 年 11 月、ついにインドを除く 15 か国により署名がなされた。「6 つの東南アジア諸国連合（ASEAN）構成国と 3 つの非 ASEAN 署名国の承認があれば、60 日後に発効」と定められていたが、2021 年 11 月 2 日までに ASEAN の 6 か国（ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム）と非 ASEAN の 4 か国（日本、オーストラリア、中国、ニュージーランド）が寄託を終えたため、2022 年 1 月 1 日、この 10 か国について発効に至った。遅れて韓国とマレーシアも寄託を終えたため、それぞれ同年 2 月 1 日、3 月 18 日に加わる事となる。残りはインドネシア、ミャンマー、フィリピンであるが、早期の国内手続完了が望まれている。

RCEP をめぐるマスコミ報道をみると、世界最大の自由貿易地域が形成されるというある意味過大評価と思われるものがある一方、質が低く実質的な経済効果はほとんどないとの過小評価もみられる。どちらも RCEP のある一面をとらえた評価であるが、もう少し丁寧にその経緯と背景にある経済実態、協定の内容、現在の国際経済環境の中での文脈をみていく必要がある。

本章では、通商交渉の局外者である一研究者の立ち位置からみて RCEP がどのような意味を持ちうるのか、COVID-19 による混乱と地政学的緊張激化も踏まえながら、さまざまな角度から論じていく。

第8章 ウイズ／アフター・コロナ危機下の通商政策*

松本 泉

1. はじめに

危機は人間の本性を露わにする。これは、それがたとえ個人であろうと、組織であろうと変わりはない。コロナ危機に直面した日本が、多くの国とは異なり、法的な強制力を伴わない、社会的な同調圧力に依拠した「自粛」を軸とする感染対策を実施したように¹⁾、通商面においても、コロナ危機を通じて各国が講じた、あるいは現在も講じている政策は、その国の本質がどこに根差しているのかを図らずも明らかにした。こうしたコロナ危機を通じた各国のさまざまな対応は、比較優位の原則に基づきすべての国にとって利益をもたらすことを標榜する「自由貿易」の理念・理想が、いかに人間の本性に対して脆いものかをわれわれに再認識させることとなった。

本章においては、現在までの間に、コロナ危機を通じて通商政策の何がどのように変化し、何が変わらなかったのか、そしてその点を踏まえ、今後の通商政策がどのようなものとなりうるのかについて論じることとする。ここで留意しなければならないこととして、仮にコロナ危機を通じて表面上何らかの変化が観察されたとしても、それがコロナ危機を契機に新たに生じたものか、それ

* 本章は、2021年12月末時点の情報に基づき執筆されたものである。なお、本章の内容は筆者個人の見解であり、所属する組織とは一切関係がない。

1) 一般財団法人アジア・パシフィック・イニシアティブ(2020, pp.49-51)は、法的な強制力を伴う行動制限措置をとらず、個別症例の追跡と罰則を伴わない自粛要請・休業要請を中心とした対策を「日本モデル」と呼び、「「日本モデル」と「日本問題」はコインの裏表でもある」と述べている。

ともコロナ危機以前から生じていた変化が改めて認識されるようになったものであるのか、を意識的に区別する必要があることである。両者を分けることは必ずしも容易ではないが、本章においては可能な限り両者の違いを意識して論じることとしたい。

2. コロナ危機を受けた通商政策の変遷

2.1 初期段階（2020年1月－同年夏頃）

コロナ危機が生じる以前の通商政策の最大の課題は、一言で述べると、「米中貿易戦争、特に米中の貿易制限的措置にどのように対処するか」であった。たとえばWTO（World Trade Organization）は、2019年4月のプレスリリースにおいて、「高まる通商面の緊張と、経済的不確実性の増大」を2019-20年の世界貿易の動向を左右する要素としてあげていた（WTO 2019 参照）。また、『通商白書 2019』は、その年の主眼となるテーマを「グローバル経済の現状と揺らぐ自由貿易体制」と位置付けたうえで、「自由貿易に迫る危機と新たな国際秩序の必要性」と銘打った章において、米国の一方的措置と中国の市場歪曲的措置への強い警鐘を鳴らしていた（経済産業省 2019, 114 頁以下を参照）。

これが、2020年1月15日に発表された第一段階の米中合意の妥結（Office of the United States Trade Representative 2020）と、偶然にもそれと時を同じくして発生したコロナ危機により、大きく変化することとなった。まず、通商面で最初に大きな問題となったのは、「個人用防護具（PPE）や食料などの必需品（essential goods）に対する各国の輸出制限措置への対応²⁾」であった。WTOによると、コロナ危機が世界的に認識されるようになってから約3か月が経過した2020年4月23日時点において、輸出禁止や非自動的な輸出許可の導入などの貿易制限措置を80か国・地域が講じていた（WTO 2020b, pp. 6-7）。これらの措置がGATT 第11条2項(a)や同第20条(b)などの例外条項により

2) WTO加盟国におけるコロナ関連の個人用防護具（消毒液、手袋、マスク等）の平均MFN関税率は11.5%であったが（WTO 2020a, p. 8を参照）、そもそもこれらの物資を輸入したい国は自国の関税率を一時的に下げればよいだけであることから、貿易面で主に問題となったのは輸出国における輸出制限であったものと考えられる。